

【重要】【緊急】

新型コロナウイルス感染症にかかる注意喚起（9月10日）

（新たな検疫措置関連サイトの不具合）

【ポイント】

●9月4日の領事メールにてナイジェリアの新たな検疫措置についてご案内しましたが、現在、ナイジェリア当局事前の登録等を求めている支払い・ポータル・オンライン・サイトに不具合が発生し、入国後のPCR再検査費用の支払い等ができない模様です。

このため、ナイジェリア当局は、暫定措置として、

- （ア）航空会社に対しては、乗客の搭乗に当たり、96時間以内のPCR検査陰性証明の提示を必須とし、当面の間、当該サイトを通じた支払い証明の提示は必須ではなく、推奨とする旨通知し、
- （イ）渡航者に対しては、出発前96時間以内のPCR検査陰性証明を取得している場合のみ搭乗が可能であり、当該サイトを通じた入国後のPCR再検査費用の支払いができなかった場合はナイジェリア到着時に支払うよう案内しています。

●国際線の再開の一方、8月19日の領事メールにて御案内いたしましたとおり、現

在一時退避中の邦人の皆様におかれましては、御帰任を検討される際には、慎重に御検討いただき、その結果、当国への帰任が決まった際には、お手数ですが、大使館（領事班）（visanigeria@la.mofa.go.jp）まで御連絡いただけますようお願いいたします。

●ナイジェリア疾病予防管理センター（NCDC）によれば、9月9日午前時点のナイジェリアにおける新型コロナウイルス感染例は合計54,632例に増加しています。

●邦人の皆様におかれましては、引き続き、最新の情報を入手するとともに、感染予防に努めてください。

【本文】

1 ナイジェリア入国に当たっての新たな検疫措置（ポータル・サイトの不具合）

（1）9月4日の領事メールにてナイジェリアの新たな検疫措置についてご案内しましたが、現在、ナイジェリア当局事前の登録等を求めている支払い・ポータル・オンライン・サイト（<http://nitp.ncdc.gov.ng>）に不具合が発生し、入国後のPCR再検査費用の支払い等ができない模様です。

（2）このため、ナイジェリア当局は、暫定措置として、

（ア）航空会社に対しては、ナイジェリアへの渡航者の搭乗に際しては、96時間以

内の PCR 検査陰性証明の提示を必須とし、当面の間、当該サイトを通じた支払いの証明等の提示は必須ではなく、推奨とする旨通知し、

(イ) 渡航者に対しては、出発前 9 6 時間以内の PCR 検査陰性証明を取得している場合のみ搭乗が可能であり、当該サイトを通じて入国後の PCR 再検査費用の支払いができなかった場合はナイジェリア到着時に支払うよう案内しています。

(3) また、当局によれば、10 歳未満のお子様につきましては、出発前 PCR 検査の対象外とする由です。

詳細は、ナイジェリア疾病予防管理センター (NCDC) の次のサイトを参照ください。<https://covid19.ncdc.gov.ng/nitpfaq/>

(4) 当該ポータル・サイトの運用などについて、新たな進展があれば、改めてご案内いたしますが、ナイジェリアへの渡航に当たりましては、NCDC や連邦航空局などのツイッター情報などを通じて、最新の情報を入手するようお願いいたします。

2 ナイジェリアにおける新型コロナウイルス感染状況

ナイジェリア疾病予防管理センター (NCDC) が 9 月 4 日午後 1 1 時 5 0 分 (当地時間) 時点で発表した感染状況は以下のとおりです。

- (1) 累計感染者数： 5 4, 6 3 2 人
- (2) 退院者数： 4 3, 6 1 0 人
- (3) 死亡者数： 1, 0 7 0 人

(4) 現在感染者数： 10,952人

(5) 各州における感染状況は以下のとおり。(全州にて感染確認。)

(ラゴス州) 18,456人

(FCT) 5,375人

(オヨ州) 3,209人

(プラトー州) 2,954人

(エド州) 2,603人

(カドゥナ州) 2,214人

(リバース州) 2,195人

(デルタ州) 1,780人

(カノ州) 1,728人

(オグン州) 1,715人

(オンド州) 1,575人

(エヌグ州) 1,198人

(エボニー州) 1,034人

(クワラ州) 989人

(カツィナ州) 819人

(アビア州) 816人

(オシュン州) 803人

(ゴンベ州) 746人

(ボルノ州)	7 4 1人
(バウチ州)	6 7 1人
(イモ州)	5 3 7人
(ベヌエ州)	4 6 0人
(ナサラワ州)	4 4 3人
(バイエルサ州)	3 9 1人
(ジガワ州)	3 2 2人
(エキティ州)	2 9 9人
(アクア・イボム州)	2 8 3人
(ナイジャー州)	2 4 4人
(アダマワ州)	2 3 0人
(アナンブラ州)	2 2 6人
(ソコト州)	1 5 9人
(ケビ州)	9 3人
(タラバ州)	9 1人
(クロス・リバー州)	8 3人
(ザムファラ州)	7 8人
(ヨベ州)	6 7人
(コギ州)	5人
合計	5 5, 6 3 2人

3 情報収集

新型コロナウイルスに関する主な情報収集源を以下に例示します。

これらや報道などを通じて最新の情報を収集するようお願いします。

●ナイジェリア疾病予防管理センター（NCDC）

ホームページ <https://covid19.ncdc.gov.ng/>

ツイッター <https://twitter.com/NCDCgov>

（各種ガイドライン一覧）

<https://covid19.ncdc.gov.ng/guideline/>

●外務省海外安全対策ホームページ（日本）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

●厚生労働省ホームページ（日本）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

●首相官邸（日本）

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

4 感染拡大に伴う各国の水際対策

感染拡大に伴い、感染者確認国からの入国制限措置等を実施している国もあり、また、航空会社によっては感染者確認国との間の路線について運航停止または減便等を行っている場合がありますので、海外渡航を予定している方は、経由国の選定を含め

注意が必要です。

◎日本において実施されている「水際対策強化措置」につきましては、8月28日の領事メールにて御案内したとおり、同日、新たな水際対策が決定され、同月30日から、ナイジェリアからの御帰国の際には、従来の自主隔離（14日間）に加え、新たに抗原定量検査等が必要となりました。

詳細は以下リンク先のとおりです。日本への御帰国の際には、御留意いただくとともに、最新の情報を御確認ください。

【海外安全ホームページ：感染症危険情報（ナイジェリア）】

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo_115.html#ad-image-0

【各国に対する感染症危険情報の発出（レベルの引き上げ又は維持）】

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/info0826.html>

◎外務省では、日本を含む感染者確認国からの入国制限措置や入国後の行動制限に関する各国措置や日本の水際対策をとりまとめ情報発信しています（海外安全ホームページ）。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

◎日本への入国の際の検疫・隔離等に関する情報（厚生労働省ウェブサイト）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

5 このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録さ

れたメールアドレスに自動的に配信されております。

○在ナイジェリア日本国大使館（領事班／医務班）

電話：090-6000-9019 または 090-6000-9099

※国外からは（国番号 234）90-6000-9019 または 90-6000-9099

夜間緊急連絡用電話：080-3629-0293

※国外からは（国番号 234）80-3629-0293

ホームページ：<http://www.ng.emb-japan.go.jp/j/>

電子メール：visanigeria@la.mofa.go.jp

（了）